



データから見る福生(第10回)

福生市の基礎的なデータを、近隣市等との比較を交えながら分かりやすく紹介します。毎月広報ふっさ1日号に連載しています。



市民1,000人当たり市民会館面積 (平成14年度)			市民1,000人当たり陸上競技場面積(市立)(平成14年度)			市民1,000人当たり野球場面積(市立) (平成14年度)		
順位	市名	単位:㎡	順位	市名	単位:㎡	順位	市名	単位:㎡
1	府中市	185.6	1	稲城市	391.6	1	あきる野市	1575.4
10	青梅市	80.4	2	★福生市	368.8	2	★福生市	1128.9
11	★福生市	76.8	4	昭島市	224.6	9	青梅市	472.0
17	あきる野市	55.3	5	羽村市	206.4	14	羽村市	335.6
20	昭島市	38.6	12	青梅市	106.9	18	昭島市	149.0
22	羽村市	33.7	16	あきる野市他10市	0.0	25	三鷹市	0.0
24	東村山市他2市	0.0				25	西東京市	0.0

市民1,000人当たりプール面積(市立) (平成14年度)			市民1,000人当たり体育館面積(市立) (平成14年度)			市民1,000人当たり図書館蔵書数(市立) (平成14年度)		
順位	市名	単位:㎡	順位	市名	単位:㎡	順位	市名	単位:冊
1	★福生市	35.7	1	あきる野市	140.8	1	小平市	6871.8
2	青梅市	35.0	2	★福生市	139.8	2	★福生市	6309.7
3	羽村市	28.7	3	青梅市	120.4	5	羽村市	5058.4
4	あきる野市	26.1	5	羽村市	112.4	15	あきる野市	3947.3
11	昭島市	12.8	26	昭島市	7.8	20	青梅市	3387.2
26	西東京市	1.8				23	昭島市	2726.1
						26	武蔵村山市	1093.3

【説明】今回は市内の主な公共施設について、市民1,000人当たりで見ると、どれくらいの広さを備えているのかなどについて比較をしてみます。市民会館の面積は11位で都内26市と比較すると中の上です。陸上競技場、野球場、プール、体育館の面積は1位または2位と最上位です。図書館の蔵書数についても2位となっており、福生市の教育文化施設は他市に比べてかなり高い水準で整備されているということがわかります。表にはありませんが、福生市の図書館の蔵書貸出冊数は平成16年度では12.5冊(市民1人当たり)となっており、都内公立図書館の中で1位となっています。

幼稚園児の保護者の方へ

◆私立幼稚園等園児保護者補助金(後期分)の申請書は届きましたか

市内に居住(住民基本台帳または、外国人登録原票に登録されている方)し、私立幼稚園及び幼稚園類似の幼児施設に通園している園児の保護者に保育料の一部を補助します。



申請書は各幼稚園等を通して配布されていますが、配布されなかった場合は、総務課庶務係へ。対象私立幼稚園、幼稚園類

私立幼稚園等園児保護者補助金

平成17年度世帯の市民税	補助金額(月額)	
	第1子	第2子以降
生活保護世帯	9,500円	9,500円
非課税		
所得割が非課税		
所得割額17,200円以下	7,800円	7,800円
所得割額124,400円以下	6,800円	7,800円
所得割額162,000円以下	5,700円	7,800円
所得割額162,000円超	3,300円	3,300円

※1世帯で2人以上に所得がある場合は、所得割額を合算します。

補助金額左表参照
問合せ 総務課庶務係

似の幼児施設に通園している園児の保護者

募集

土木作業嘱託員募集

募集人員2名

雇用期間平成18年1月1日～3月31日

勤務時間原則週4日、午前8時30分～午後4時30分

勤務内容土木・公園作業等

試験の方法面接(12月中旬予定)

申込み

①12月5～9日の間に、本人が履歴書(写真貼付)を持参のうえ直接、文書職員課人事係(市役所本庁舎2階)へ。

税関係のお知らせ

◆12月は納税推進強化月間納期内納税にご協力をお願いします。

今月の納期

固定資産税・都市計画税(第3期)、国民健康保険税(第5期)、介護保険料(第5期)12月28日(水)までに指定金融機関等で納付を。

今月の口座振替日

12月28日(水)

※残高不足にご注意を！納期は過ぎていきます

もう一度、納税通知書をご確認ください。

▼市・都民税(第1～3期)

▼固定資産税・都市計画税(第1・2期)

▼軽自動車税(全期)

▼国民健康保険税(第1～4期)

▼介護保険料(第1～4期)

▼問合せ 収納課収納係

▼償却資産申告書を12月上旬に郵送します

毎年1月1日現在、市内に償却資産(事業用資産で、法人税または所得税で減価償却の対象になっているもの)を所有している方に償却資産申告書を郵送します。必要事項を記入し、市役所課税課へ申告してください。

なお、申告書が届かない方、または新たに事業を開始された方は、ご連絡ください。

さい。申告期間 1月4日(水)～31日(火)(日曜・祝日を除く)

■家屋を取り壊された方へ平成17年中に家屋を取り壊したときは、平成18年度から固定資産税及び都市計画税が課税対象外となるため、家屋を取り壊した方は、ご連絡ください。

問合せ課税課資産税係



国保・年金だよ

◆被保険者証の確認を！

お手元の被保険者証の確認をお願いします。

10月1日から被保険者証が、これまでの「世帯証」から個人一人ひとりの「個人カード」に変更されました。



有効期限が過ぎた被保険者証では医療機関で受診ができません。

お手元の被保険者証を確認のうえ、まだ新しい被保険者証を受け取っていない場合は、身分を証明できるもの(運転免許証など)と認印、古い被保険者証をお持ちのうえ窓口にお越しください。

※保険料の納付状況によっては、収納課と交渉していただく場合があります。

問合せ 保険年金課保険年金係

◆保険料の納め忘れはありますか？
自営業者、学生、フリーターの方などの第1号被保

険者の皆さん、保険料の納め忘れはありませんか？

横田基地での演習の日程が変更

米軍横田基地で11月に予定されていた大型拡声器を使用する「運用即応演習」の日程が変更されましたのでお知らせします。

変更前 11月13日(日)～18日(金)

変更後 12月11日(日)～16日(金)

※演習時間は、午前6時から午後10時の間です。

市では、米軍に対し、演習時の大音量のサイレンや模擬爆発音などによる影響が基地外に及ばないように措置すること等の要請を行っています。※サイレンの吹鳴の際は、確認のうえ、演習であることを防災行政無線でお知らせします。

問合せ 秘書広報課基地・渉外担当

学生納付特例制度

学生で経済的に保険料の支払が困難な方は、本人の所得が一定の基準を満たした場合は、保険料の支払が猶予されます。

若年者納付猶予制度

30歳未満(学生は除きます)で、本人及び配偶者の所得が一定の基準を満たした場合は、保険料の支払が猶予されます。

★これらの保険料免除または納付猶予を承認された期間は、将来の老齢基礎年金の受給資格期間に算入されず(半額免除され、保険料の納付をしな

り、受給資格期間には算入されません)。

また、10年以内であれば、さかのぼって保険料を追納することができず(半額免除された方は、半額の保険料の納付をした場合に限り)

問合せ 保険年金課保険年金係または立川社会保険事務所 ☎523・0351

本人(学生は除きます)及び世帯主または配偶者の所得が、一定の基準を満たした場合は、保険料の全額または半額が免除されます。失業した方は必要書類の提出により、特例的に免除が承認される場合があります。